

令和5年 第6回 川根本町教育委員会
会 議 録

- 1 会議の名称 令和5年 第6回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和5年9月12日（火） 午前10時00分から
午前11時00分まで
- 3 開催場所 川根本町役場本庁 2階 庁議室
- 4 出席した者の氏名
- （1）委員 教育委員 森下洋一、松下陽子、八木洋子、山本正和
教育長 山下斉
- （2）執行機関 （事務局）教育総務課長 平松敏浩
管理主事 松本治樹
指導主事 守谷洋紀
- （3）その他 なし

5 議 題

議案第35号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について
議案第36号 川根本町立義務教育学校設置条例の制定について

6 会議資料の名称

議案第35号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員名簿等
議案第36号 川根本町立義務教育学校設置条例の制定について

7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、森下委員、松下委員、八木委員、山本委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。

教育長報告（挨拶）

議 題

・（開会の宣言）

教育長 ただ今の出席者は５名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和 5 年 第 6 回 川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。

議事日程はお手元に配布のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。本日の会議は公表といたします

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本日の出席者の 3 分の 2 以上の同意を得ましたので、公開といたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第 35 号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案 35 号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の承認について、提案理由を申し上げます。

議案 1 ページ・協議資料 1 ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町放課後子ども総合プラン運営委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第 1 条第 11 号の規定により、川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の承認をお願いするものです。

川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の職務は、川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成 27 年教育委員会告示第 4 号）第 3 条及び第 4 条各項に定められ、定数は 10 人以内、任期は 2 年です。

令和 5 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となりました川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員を名簿のとおり、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 2 年間委嘱をさせていただくものです。

川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱の基準等に関しては、川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員会設置要綱第 3 条の

規定により、町内小学校代表者、町内小学校PTA代表者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、児童福祉関係者、社会教育関係者、地域住民代表、教育行政関係者の中から教育委員が委嘱するとなっております。

新たに就任された委員を紹介させていただきます。

みやじまあきとし

名簿内で新任委員は、一番上の宮島明利さん、本川根小学校の校長で町内小学校代表者として就任して頂きます。

教育長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することで御異議ありませんか？」

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第35号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり委嘱することといたしました。

次に、議案第36号 川根本町立義務教育学校設置条例の制定についてを議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第36号 川根本町立義務教育学校設置条例の制定について、提案理由を説明します。

議案2ページ・協議会資料5・6ページをご覧ください。

令和6年4月から義務教育学校が再編され、開校することに伴い、令和5年9月議会において義務教育学校設置条例の制定をお願いする予定となっています。義務教育学校設置条例制定に伴う学校名が必要となることから、南地域の学校名は、4月25日に開催した南地域学校運営協議会にも図り検討した結果、今年度「三ツ星小学校」としてスタートした学校名を引き継ぎ、「三ツ星学園」としてスタートすることで進めてきましたが、8月10日付けで一部保護者の方から町長及び教育長あてに再検討の依頼がありました。

教育委員会は8月16日に再度南地域校名検討会議を開催した結果「三ツ星学園」に関しては肯定的な意見が多く、保護者への周知方法に対し再度検討をとの意見を受け、教育委員会として検討した結果9月5日(火)に南地域の保護者を対象に、9月7日(木)に北地域の保護者を対象に説明会を開催することとし、開催しました。その結果も踏まえ南地域については計画どおり「三ツ星」の名を引き継ぎ「三ツ星学園」として校名を新たな義務教育学校の候補にする決定をしました。

北地域については4月25日に開催した南地域学校運営協議会にも図り検討した結果広く町内から新たな校名を募集することと決定し、広く町内外に募集をかけ、6月16日（金）に締め切られ、第1次審査、第2次審査を行い、北部地区小中学生や学校運営協議会委員の皆様からご意見をいただき、8月29日（火）開催の北地域合同検討委員会の中で候補の中からご協議いただいた結果、「光の森学園」という校名を選出していただき、9月7日（木）開催の保護者説明会でも校名の現状について説明させていただいています。

本日の教育委員会にて皆様のご意見をお伺いした中で正式に新しい校名として選出していただきたいと思います。

なお、この新しい校名については、この後開催します総合教育会議に諮り、9月議会において新しい校名にて条例の制定を行いたく審議をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

この件について、委員各位からご意見をいただきたいと思います。

委員 必要に応じて募集をかけながら校名検討を行い、手順に沿って決めてきている。「三ツ星学園」「光の森学園」に対して良いと思っている。

委員 義務教育学校の教育の中身も含めて更に周知を深めることも検討。「三ツ星学園」「光の森学園」に対して良いと思っている。

委員 校名には熱い思いが込められていて「三ツ星学園」「光の森学園」両方の校名に賛成。

委員 「三ツ星学園」「光の森学園」で行ってほしい。これからの子供たちにとって、「ビジョン」が描かれていて光り輝く子供の姿、が「三ツ星」「光の森」から生まれる教育の中身の充実を地域住民の方にも周知してほしい。

義務教育学校についても「メリットを活かし、デメリットを最小化する」などがあると思うが、素晴らしい学校となることを期待する。

教育長 ありがとうございます。

次に質疑に移ります。質疑はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第36号 川根本町立義務教育学校設置条例の制定について、原案のとおり可決とし、総合教育委員会に諮り、令和5年9月議会に提出します。

教育長 以上で本日の日程は終了いたしました。
よって、平成5年 第6回 川根本町教育委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

上記に相違ないことを確認する。

教育長：山下 斉

委 員：森下洋一

委 員：松下陽子

委 員：八木洋子

委 員：山本正和